

第1667回島根県教育委員会会議 議題書

令和7年10月16日(木)
日 時
13時30分～

第1667回教育委員会会議議題

期日 令和7年10月16日(木)

議題	
一公 開一	
(承認事項)	
第3号 令和8年度定期人事異動方針 (教育委員会事務局等職員及び 県立学校事務職員等) について (総務課)	—— 3
(報告事項)	
第34号 島根県教育委員会委員の任命同意について (総務課)	—— 12
第35号 令和7年度地方教育行政功労者表彰について (総務課)	—— 15
第36号 「しまね教育の日」について (総務課)	—— 16
第37号 障がい者雇用の状況について (総務課)	—— 18
第38号 令和8年度(令和7年度実施)島根県公立学校教員採用候補者 「特別選考試験(第2回)」の結果について (学校企画課)	—— 19
第39号 教員不足の直近の状況と対策について (学校企画課)	—— 20
第40号 令和8年3月高校卒業予定者の進路希望状況等について (学校教育課)	—— 24
第41号 令和7年度優良公民館及び公民館職員表彰 (教育長表彰) について (社会教育課)	—— 26

令和8年度定期人事異動方針（教育委員会事務局等職員及び 県立学校事務職員等）について

教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和59年島根県教育委員会規則第2号）第3条第1項の規定により、教育長が下記のとおり臨時代理したので、同条第2項の規定により報告し、承認を求める。

記

1 理由

令和8年度における教育委員会事務局等職員及び県立学校事務職員等の定期人事異動を公正かつ適正に行うため、人事異動方針を定める必要がある。

2 内容

別紙「令和8年度定期人事異動方針（教育委員会事務局等職員及び県立学校事務職員等）」のとおり

3 臨時代理した日

令和7年10月3日

令和8年度の定期人事異動について

本県を取り巻く厳しい社会情勢の中、「人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根」の実現を目指し、オール島根で「島根創生」を進めていくことが県民の皆様から強く期待されています。

私たち県職員は、県行政は県民の皆様のために行われるものであることを念頭に、「県民目線」、「現場主義」に重きを置き、県民生活の改善につながる具体性をもった政策を展開していかなければなりません。

そのためにも、「人材育成基本方針（令和5年4月改定）」に示す、「『人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根をつくる』ために、島根に愛着と誇りを持ち、誠実に取り組むこと」、「県を知り、人を知り、島根の未来を具体的に考え、今考える一番いいことを実行すること」、「組織を支える一員であることを自覚し、相手を認め、自分を伸ばし、チームの力が高まるよう取り組むこと」という職員の基本姿勢を職員一人ひとりが認識し、能力を発揮していくことが求められます。

令和5年度に導入した本庁係制により、若手職員を積極的に係長へ登用することで、政策立案やマネジメント能力を段階的かつ長期的に向上させ、組織力を強化していきます。

また、職員の定年年齢の段階的な引き上げに伴い、60歳以上の高齢期職員が引き続き幅広い職務で活躍し、次の世代にその知識や技術、経験等を継承することができる環境を整備していく必要があります。

併せて、職員の働く環境についても、健康管理や勤務時間の短縮に向けて、職場での話し合い等を進めていくことにより、職員が健康でいきいきと働くことができ、仕事と生活の調和がとれる職場環境を整備していきます。

本県の財政状況が、依然として厳しい状況にある中、こうした取組を通じ、限られた人員で複雑化する行政課題に的確に対応しつつ、組織として最大限の力を発揮するために、本庁・教育機関・県立学校等を通じて最適な組織・人員配置を行っていきます。

以上を踏まえ、令和8年度定期人事異動方針を次のとおり定めます。

令和8年度定期人事異動方針
(教育委員会事務局等職員及び県立学校事務職員等)

島根県教育委員会

I. 全般的事項

1. 総括事項

(1) 人事異動の基本的な考え方

職員が一人ひとりの能力を最大限に発揮し、意欲と希望をもって、この難闘に立ち向かえるよう、人事評価等により、能力、実績及び意識姿勢に応じた任用を徹底し、適材適所の人事異動を行う。

(2) 年度中途の人事異動

人事異動は、原則として年度当初に行うものとするが、高度・複雑化、多様化する行政課題に迅速に対応するため、年度中途における異動についても、柔軟に対応する。

また、任命権者を超えた職員応援が求められる場合は、年度中途であっても必要な人事異動を実施する。

(3) 所属内の柔軟な職員配置

所属全体の業務バランスを見ながら、係を超えた業務調整や突発的な事案対応等ができるよう、所属内の係等を越えた職員配置の変更については、所属において積極的かつ柔軟に行う。

(4) 職員の健康への配慮

近年、精神疾患等による長期病休者が増加するなど、職員の健康への配慮が重要となってきており、職員の健康状態や適性を把握し、人事異動を行う。

(5) 定年引上げ職員・再任用職員の配置

職員の能力、経験を勘案した業務分担、業務の円滑な遂行及び組織運営の継続的な安定に配慮した配置に努めることとする。

2. 異動の基準

(1) 同一所属の勤務年数等

同一所属の勤務年数は、3年を基本とする。

3年以上同一所属で、長期間担当することにより弊害が生じるおそれのある業務（許認可業務、契約・会計事務及び検査・監督業務等）に従事している者については、原則として異動を行う。

ただし、プロジェクトなど事業の継続性や組織の最適な運営等を考慮し、3年を超える人事配置も柔軟に行う。

(2) 地域間異動

長期にわたり同一の地域内においてのみ異動している職員については、当該地域以外の地域に異動を行うよう努める。

(3) 生活の本拠地と離れた地域に勤務する職員の異動

生活の本拠地と離れた勤務地に3年以上勤務している職員は、できる限り通勤可能地への異動を行う。

3. 重点事項

(1) 女性職員の登用

本県の職員新規採用時の男女比は、近年では一部の技術職を除けば男女とも同等程度になってきている。

今後も活力ある県行政を維持増進していくため、多様な部署への積極的配置や、それぞれの能力の強みを活かしながら、課長補佐や管理職への登用を一層進める。

(2) 教育行政全般に精通した職員の育成

教育の充実や、文化芸術の振興などを通じて、県民一人ひとりが生き生きと心豊かに暮らせる社会をつくっていくために、教育の現場を支える教育行政の果たすべき役割は大きい。

このような役割を果たしていくため、中長期的視点に立って、指導主事や社会教育主事等と連携しながら教育行政全体をよりよくマネジメントできる職員の育成を行う。

(3) 職員のキャリア形成促進を図る配置

職員一人ひとりが、「人材育成基本方針」に示す職員の基本姿勢を身につけ、県民生活の改善につながる具体性をもった政策を展開する能力を高めるためには、様々な経験をする必要がある。

このため、職員が広く県土を理解するとともに、地域の一員として県内各圏域の現状や課題を直接把握し、政策に反映していくため、生活の本拠地と離れた勤務地への異動を行う。

特に若手職員については、直接住民や地域と接することの多い部署や、県政における企画立案・調整能力等の資質向上につながるような部署などをバランス良く経験できるような異動を行う。

(4) 特定の分野・職務に精通した職員の育成

専門性をより求められている特定の行政分野・職務においては、必要に応じて、3年を超える同一所属への勤務や長期にわたる同一業務への従事により、専門的な知識や技術を身につけた職員の育成を行う。

(5) 人事交流の推進

① 地域・任命権者間交流

職員が、行政に対し幅広い識見を持ち、職場が清新な雰囲気となるよう、地域間、各任命権者間の職員交流を推進する。

② 技術系職員の人事交流

所属や業務が限られる技術系の職員が、事務的職務や類似する他職種の職務に就き、異分野の経験をするよう人事交流を図る。

③ 国、他自治体等との人事交流

国、他自治体等との人事交流を通じて、職員が様々な経験を持てるよう配慮する。

(6) 庁内公募の積極的活用

庁内公募制度に関しては、他自治体との人事交流等に加え、異動にあたって特定の所属の業務等について自ら希望する職員の公募を行う「チャレンジ制度」を設けているところである。

この庁内公募制度を積極的に活用し、職員の意向や意欲をより一層重視した異動を行う。

(7) 公益的法人等への職員派遣

公益的法人等への職員派遣については、公益的法人等派遣法及び同条例の趣旨等を踏まえ、その必要性を引き続き検討し、必要最小限度とする。

また、指定管理者制度導入施設の指定管理業務へは、原則派遣を行わない。

(8) 被災地への職員派遣

令和6年能登半島地震等、大規模災害被災地の復旧・復興を支援するため、職員派遣を必要に応じて行う。

II. 個別的事項

1. 管理職

管理職は、その職に求められる能力・識見を備え、人格的にも職員の範となるとともに、特に優れた勤務実績・意識姿勢を有する職員の中から選考するものとする。

2. 課長補佐・教育機関等の課長等

課長補佐、教育機関等の課長等は、専門的知識を有し、調整・折衝を必要とする非定型業務を効率的に遂行する能力、政策を形成する能力、リーダーシップを発揮して組織をまとめる能力、その職員に適した方法で資質を向上させ、組織の総合力を高める能力が求められる。

能力や意識姿勢を重視して選考し、勤務実績等を勘案の上、配置を行う。

3. 係長・主幹等

(1) 係長

係長は、困難係長級及び係長級の職員が担う。係長には、その職級を問わず、最小単位の組織の長として、部下の指導育成と組織マネジメントに加え、専門的知識をもとに政策を立案し、主体的に実行する役割が求められる。

困難係長級及び係長級にそれぞれ求められる能力は、次のとおりとする。

困難係長級	係長級
<ul style="list-style-type: none"> ・他者に<u>的確</u>な業務指示を出す能力 ・<u>より複雑な</u>問題の分析、原因究明及び対策の立案 	<ul style="list-style-type: none"> ・他者に<u>適切</u>な業務指示を出す能力 ・通常業務において生じる問題の分析、原因究明及び対策の立案

(2) 主幹等

係等にあって、上司を補佐し、蓄積された行政経験と専門的知識をもって中心的な立場で業務を遂行するとともに、若手職員の指導・育成等に当たる役割を担う能力が求められる。

(3) 配置の考え方

上記の役割を担う能力・意識姿勢を有する職員から選考し、勤務実績等を勘案の上、適材適所の配置を行う。

(4) 困難係長級への昇任要件

① 基本的な考え方

昇任にあたっては、職種及び試験区分に関わりなく、困難係長級に求められる意識姿勢、職務遂行能力を十分に備えているかを勘案の上、任用を行う。

② 勤務地要件及び係長要件

本県が抱える様々な行政課題を解決していくためには、広く県土を理解することが必要不可欠であることに加え、早期に係長職を担うことで、政策立案やマネジメント能力を段階的かつ長期的に向上させていく必要があることから、

原則として、困難係長級の職に就くまでに、出雲部及び隠岐・石見部等にそれぞれ1回以上勤務し、係長を1年以上経験することとする。

職種ごとの適用及び勤務地の範囲等の詳細は、別紙1及び別紙2のとおりとする。

4. 主査・主任、主任主事・主任技師、主事・技師等

長期的かつ計画的な人材育成の視点から、行政全般にわたる様々な経験を積み県土への理解を深めるため、3年を基本として異動させるとともに、一部の職種を除き採用後3回目までの異動で本庁勤務をさせるよう努める。

事務職員にあっては、特に若手のうちに他任命権者への出向を積極的に推進する。また、できるだけ税務、用地交渉等住民と接する職場での経験を積ませるため、本庁に勤務する20歳代の若手職員を中心に、2年での異動を行う場合がある。

なお、一定の経験を積んだ職員については、高度専門化する行政ニーズに対応するため、必要に応じて、3年を超える同一所属への勤務や同一業務に継続して従事せることとする。

(別紙1)

職種ごとの勤務地要件又は係長要件の適用

勤務地要件：出雲部及び隠岐・石見部等にそれぞれ1回以上勤務

係長要件：係長経験1年以上

職種	試験区分	適用		
		①勤務地要件 及び係長要件	②係長要件 のみ	③勤務地要件 のみ
一般事務	大卒程度・高卒程度	○		
	地区別		○	
	障がい者	○		
建築	大卒程度・高卒程度		○	

※ 昇任にあたっては、困難係長級に求められる意識姿勢・職務遂行能力を十分に備えているかどうかを判定し、任用を行う。

【留意事項】

- 1 勤務地要件の適用にあたっては、1回の勤務を原則3年とし、3年未満については、個別に判定する。
- 2 ①が適用されている職種については、3級係長までに出雲部及び隠岐・石見部等にそれぞれ1回以上勤務することとする。(出雲部又は隠岐・石見部等のうち、経験のない勤務地への異動と同時に3級係長となる場合も含む。)
- 3 障がい者を対象とした採用選考試験により採用された者については、原則、上表のとおりとするが、勤務地要件については本人の障がいの状態等を踏まえて個別に適用する。
- 4 上表にない職種（試験区分）については、個別に判定する。

【経過措置事項】

- 5 令和5年4月1日時点において、遠隔地勤務に係る従前のルールを満たしている者は、上表によらず、昇任を可能とする。

例：一般事務（大卒程度・高卒程度）

令和5年4月1日時点で出雲部に1回以上、隠岐・石見部等に2回以上勤務している者は3級係長を経験せず困難係長級への昇任を可能とする。

(別紙2)

勤務地の範囲

1 出雲部の範囲

隱岐・石見部等以外

2 隠岐・石見部等の範囲

- (1) 大田市以西
- (2) 奥出雲町
- (3) 飯南町
- (4) 隠岐郡

3 上記1、2どちらへの異動にも見なされるもの (※)

- (1) 国への派遣
- (2) 他の地方公共団体への派遣
- (3) 公益的法人等への派遣
- (4) 県外、海外

※ 上記3の考え方 (例)

例1：採用後の勤務地が出雲部のみの職員が、国へ派遣される場合

→国への派遣を「隠岐・石見部等」への異動とみなす。

例2：採用後の勤務地が大田市以西のみの職員が、島根県立大学浜田キャンパスに派遣される場合

→島根県立大学浜田キャンパスへの派遣を「出雲部」への異動とみなす。

島根県教育委員会委員の任命同意について

島根県教育委員会委員の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項に基づき、知事から県議会へ提案され、県議会の同意が得られた。

1 任命の同意を得た委員の任期

令和7年10月19日から令和11年10月18日まで

2 委員の氏名

ふくしま みなこ
福島 美菜子

3 委員の略歴

別紙のとおり

【参考】地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項

委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

令和7年9月県議会提出人事案件（令和7年10月9日提出分）

【教育委員】

新任			旧任		交替理由
氏名	任期	備考	氏名	任期	
ふくしま みなこ 福島 美菜子	R7.10.19 ～ R11.10.18	島根大学大学院教育学研究科 特任教授	（ 原田 雅史 はらだ まさし ）	（ R3.10.19 ～ R7.10.18 ）	任期満了による 地方教育行政の組織及び運営に関する 法律第4条第2項の規定による任命
<p>■任命しようとする理由</p> <p>① 県立の特別支援学校（出雲養護学校4年）の校長を務め、学校マネジメント経験を有している ② 島根県教育委員会での勤務経験（8年）があり、管理職を務めるなど教育行政に精通している ③ 現在は島根大学大学院教育学研究科において、特任教授として教員養成に尽力している</p>					

略歴書

氏名 福島 美菜子
ふくしま みなこ

学歴 昭和六年三月 島根大学教育学部 卒業

職歴等

昭和六二年四月 松江ろう学校 教諭

平成二八年四月 出雲養護学校 教頭

平成二九年四月 特別支援教育課 調整監

平成三年四月 特別支援教育課 上席調整監

令和二年四月 出雲養護学校 校長

令和六年三月 辞職

令和六年四月 島根大学大学院教育学研究科 特任教授

令和 7 年度地方教育行政功労者表彰について

1 趣旨

地方教育行政において、その功労が特に顕著な教育委員会の委員、教育長を文部科学大臣が表彰し、その功に報いるとともに、地方教育行政の発展に資することを目的とする。

2 被表彰者

氏名	仲野 義文 (59 歳)
教育委員等歴	大田市教育委員会委員(12 年 4 ヶ月)
功績概要	大田市文化財保護審議会会長など様々な役職を務めており、その経験から得た知見や高い見識をもって、学校教育や社会教育、文化、文化財保護の推進に尽力している。

氏名	荒金 勇吉 (63 歳)
教育委員等歴	元 奥出雲町教育委員会委員(12 年)
功績概要	在任時は、特に小学校等の読み聞かせボランティア活動の推進に尽力した。12 年に及ぶ教育委員会委員活動から退任後には、全国市町村教育委員会連合会功労者表彰を受賞した。

3 表彰式

(1) 日 時 令和 7 年 10 月 9 日 (木) 11:30～13:05
(表彰式、表彰状伝達、記念講演)

(2) 場 所 文部科学省東館 3 階講堂 (東京都千代田区霞が関 3-2-2)

※表彰基準に基づき、令和 7 年 3 月 31 日現在の年齢、在職年数を記載

「しまね教育の日」について

1しまね教育の日

家庭環境や社会的な価値観の変化等さまざまな課題に対処していくためには、学校だけでなく、学校、家庭、地域、行政が一体となり、県民総参加で教育に関わっていくべきとの趣旨で、条例により、毎年11月1日が「しまね教育の日」、それに続く11月7日までが「しまね教育ウィーク」に定められている。

2取組状況

「しまね教育の日」を起点とする「しまね教育ウィーク」期間中及びその前後に、県教育委員会をはじめ、市町村教育委員会、学校、公民館、教育関係団体などで様々な取組を行っている。

〔例〕県教育委員会	… 表彰、フォーラムなど
市町村教育委員会	… 講演会、シンポジウムなど
学校	… 文化祭、授業公開、講演会、地域交流活動など
公民館	… 文化祭、学校との連携事業、親子読書、体験活動など
教育関係団体	… 保護者研修会、講演会など

3今年度の表彰式・「しまね教育の日」フォーラム2025

別紙のとおり

【参考】しまね教育の日を定める条例（平成14年島根県条例第66号）

（趣旨）

第1条 教育に対する県民の意識を高め、日本国憲法及び教育基本法（平成18年法律第120号）の精神にのっとり、本県教育の充実と発展を図るとともに、島根を愛しるさとに誇りを持つ子どもたちを育むために、しまね教育の日を設ける。

（しまね教育の日）

第2条 しまね教育の日は、11月1日とする。

（しまね教育ウィーク）

第3条 しまね教育の日の趣旨にふさわしい取組を実施する期間として、11月1日から同月7日までをしまね教育ウィークとする。

（県の責務）

第4条 県は、前条の取組を進めるために必要な施策を講ずるように努めるものとする。

附 則 [略]

別紙

令和7年度表彰式・フォーラム実施計画

1 表彰式

(1) 日時：令和7年11月6日（木）13：30～14：45

(2) 場所：ホテル白鳥 鳳凰の間

(3) 内容

「令和7年度教育功労者及び教育優良団体表彰」

「令和7年度優れた教育活動表彰」

「令和7年度優秀指導者表彰」

2 「しまね教育の日」フォーラム2025

(1) 日時：令和7年11月7日（金）13：30～16：30

(2) 場所：さんびる文化センタープラバホール 大会議室

(3) 主催：島根県教育委員会 後援：島根県、島根県市町村教育委員会連合会

(4) 内容

今年度よりスタートした「しまね教育振興ビジョン」において重点的に取り組む2本柱をテーマとした事例発表を行う。

第1部 発達の段階に応じた学力の育成

- ・ 松江市立鹿島中学校

「鹿島中学校における学力育成の取組について～全国学力・学習状況調査に係る取組から～」

- ・ 松江市立内中原小学校

「主体的・対話的で深い学びの実現～ICTを活用した授業実践を通して～」

第2部 地域の中で障がいのある子どもが自分らしく生きるためのインクルーシブ教育システムの推進

- ・ 松江養護学校安来分教室

「松江養護学校生徒と安来高校生徒との行事を通じた交流～同じ校舎で学ぶ良さを生かして」

- ・ 出雲市立中部小学校

「共に学ぶ社会（共生社会）実現のための取組～地域の学校で共に学ぶ～」

- ・ 飯南町教育委員会

「子どもの多様な学びを支える校内支援体制と授業づくり～全ての子どもにとってわかりやすい授業を目指して～」

障がい者雇用の状況について

1 制度概要

障害者の雇用の促進等に関する法律第38条第1項の規定に基づき、国及び地方公共団体の任命権者には一定数以上の障がい者雇用を義務付け

2 教育委員会における障がい者雇用率の状況（令和7年6月分・島根労働局報告数値）

	法定雇用障がい者数の算定の基礎となる職員数（人）	障がい者の数（人）	実雇用率（%）	不足数（人）	法定雇用率（%）
R元年度	5,730.5	144.5	2.52	—	2.40
R2年度	6,607.0	155.5	2.35	2.5	2.40
R3年度	6,618.0	158.0	2.39	7.0	2.50
R4年度	6,612.0	162.0	2.45	3.0	2.50
R5年度	6,618.5	164.0	2.48	1.0	2.50
R6年度	6,681.5	168.0	2.51	12.0	2.70
R7年度	7,526.0	187.0	2.48	16.0	2.70
増減(R7-R6)	+844.5	(※) +19.0	△0.03	+4.0	—

- 職員数等は障がいの程度や勤務時間に基づく換算により算出することとされているため、実人数とは異なる
- 毎年6月1日現在の状況を国に報告
- 法定雇用率は令和6年4月1日付けで2.50%から2.70%に引上げ
- 令和7年4月の除外率引下げ（25%→15%）に伴い算定の基礎となる職員数が増加したことにより、障がい者の数は増加したものの実雇用率は減少

(※) 主な変動理由（令和6年6月以降）

- 正規職員：他任命権者からの異動、新たな申告等により9人分増（実人数：3人増）
- 非正規職員：ワークセンタースタッフの採用等により10人分増（実人数：11人増）

3 採用試験の実施状況

令和7年5月以降 障がい者を対象とした公立学校教員採用試験の実施

11月上旬 障がい者を対象とした市町村立学校（小・中・義務教育学校）事務職員採用試験の実施

随時 ワークセンター支援員及び障がい者を対象とした会計年度任用職員（ワークセンター勤務）の募集

4 今後の取組等

- 教員採用試験における障がい者枠の設定、障がい者を対象とした市町村立学校事務職員の採用試験等の実施により、引き続き障がいのある正規教職員の任用を進めていく。
- 障がいのある教職員が働きやすく、やりがいを感じることのできる職場づくりや、ワークセンター支援員の確保と資質向上による支援体制の充実を図るとともに、ワークセンターの規模拡大についても検討し、障がいのある教職員の任用をより積極的に進めていく。
- 知事部局と連携し、障がいのある職員に担ってもらう職務の選定・創出、作業の集約化、支援事例の共有などを図っていく。

令和8年度（令和7年度実施）

島根県公立学校教員採用候補者「特別選考試験（第2回）」の結果について

1 試験の目的

30～40歳代の中堅層の不足等を踏まえ、即戦力となる人材を早期に確保するため。

2 出願資格

次の(1)又は(2)のいずれかで、出願する校種・職種の教員免許状を所有している者

(1) 島根県外の国公私立学校で正規教員として3年以上勤務している者（現職に限る）

(2) 過去10年以内に、島根県内外の国公私立学校で正規教員として3年以上勤務していた者

3 選考試験

(1) 試験内容、試験日及び会場

試験内容	試験日	会場
個人面接	令和7年10月5日(日)	島根県職員会館

(2) 面接方法

1回40分程度の面接を2回実施

4 選考試験結果

(1) 校種・職種別名簿登載者数等

区分	受験者	名簿登載者
小学校教諭	6名	6名
中学校教諭	5名	3名
高等学校教諭	0名	0名
特別支援学校教諭	2名	2名
合計	13名	11名

(2) 出願資格別名簿登載者数

- ・県外現職教員（上記2(1)）：9名
- ・過去正規教員経験者（上記2(2)）：2名（県外1名、県内1名）

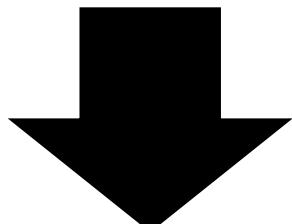
教員不足の直近の状況と対策について

1 公立学校における欠員状況の推移（教諭・講師）

4月1日現在で計64人であった欠員が、その後産休・育休等に伴い教員の必要数が90人増えたが、新たに105人確保したことにより、9月1日現在では計49人となっている。

[令和7年4月1日現在]

	1年期限付き任用	短期任用 (産休・育休代替等)	計
小学校	10人	11人	21人
中学校	15人	6人	21人
高等学校	12人	5人	17人
特別支援学校	1人	4人	5人
計	38人	26人	64人



【4月1日～9月1日の変動】

- + 教員の必要数増（産休・育休等）
計 90人（小45、中16、高9、特支20）
- ▲ 新規の人材確保等
計 105人（小45、中24、高12、特支24）

[令和7年9月1日現在]

（※）括弧内は、4月1日現在からの増減

	1年期限付き任用	短期任用 (産休・育休代替等)	計
小学校	10人 (+5人) ▲5人	11人 (+40人) ▲40人	21人 (+45人) ▲45人
中学校	5人 (+0人) ▲10人	8人 (+16人) ▲14人	13人 (+16人) ▲24人
高等学校	9人 (+0人) ▲3人	5人 (+9人) ▲9人	14人 (+9人) ▲12人
特別支援学校	0人 (+0人) ▲1人	1人 (+20人) ▲23人	1人 (+20人) ▲24人
計	24人 (+5人) ▲19人	25人 (+85人) ▲86人	49人 (+90人) ▲105人

2 欠員ゼロに向けた対応（主なもの） [別紙2]参照

- ① 教員採用試験の見直し（U・Iターン、新卒者、他業種からの転職など）
 - ・ 一般選考試験の前倒し実施（5月に1次試験、6～7月に2次試験）【R7～】
 - 受験者数の増加 R7：1,070名（R6より111名増加）
 - ・ U・Iターンを考える他県現職教員等を対象とした「特別選考試験」【R4～】
 - R4～R6（3年間）：48名採用
 - R7：29名名簿登載
 - ・ 県内大学の学長推薦による「島根創生特別枠」の創設【R5～】
- ② 教員志望者の裾野拡大（高校生・大学生及び免許保持者へのアプローチ）
 - ・ 高校生対象「教員志望セミナー（教師塾）」【R3～】の拡充（拠点校6校+推進校7校）
 - R7：集合型研修に延べ173名参加（R6より60名増加）
 - ・ 県内外大学1、2年生の学校体験・実習の実施【R5～】
 - 県内大学生対象「学校職場体験5days」
 - R7：延べ50名参加（R6より25名増加）
 - 環太平洋大学アウトリーチ教育実習
 - R7：45名参加 R6：63名参加 R5：72名参加
 - ※同大学新卒者のR7実施教員採用試験出願者数：31名（R6より23名増加）
 - 広島文教大学観察実習
 - R7：73名参加予定 R6：92名参加
 - ・ 教職を一旦離職した者等を対象とした「プレティーチャーセミナー」【R4～】
- ③ 募集広報・教職の魅力発信強化
- ④ 相談・サポート体制強化（新規採用者等の定着促進、離職防止）
 - ・ スクールロイヤー、教員サポーターの配置
 - ・ スクールカウンセラーの配置拡充

【参考】関連データ

	必要教員の主な変動要因			退職・採用・再任用					
	増要因		減要因	④ 退職者 (辞職者含)	新規採用者			⑧ 再任用者 (名簿登載者)	⑨ 定年引上げに 伴う60歳以上 継続勤務者 [R6~]
	① 特別支援 学級数 (対象児童 生徒数)	② 少人数学級編 制の県単加配 (課題解決・制 度改正加配合)	③ 児童生徒数		⑤ 採用者 (名簿登載者)	採用試験(前年度実施)の状況	⑥ 受験者数		
H13	367 (609)	0	93,019	206	121 (129)	1,568	13.0 (12.2)	0	
H23	492 (1,059)	57	75,006	188	164 (165)	1,245	7.6 (7.5)	24 (26)	
H24	499 (1,069)	43	73,348	235	159 (167)	1,220	7.7 (7.3)	23 (23)	
H25	511 (1,097)	48	72,363	235	156 (166)	1,218	7.8 (7.3)	31 (41)	
H26	504 (1,129)	98	71,379	263	164 (167)	1,152	7.0 (6.9)	44 (54)	
H27	524 (1,184)	127	70,335	259	226 (233)	1,180	5.2 (5.1)	50 (52)	
H28	537 (1,272)	175	69,697	294	225 (230)	1,251	5.6 (5.4)	81 (86)	
H29	534 (1,306)	179	68,858	290	209 (216)	1,204	5.8 (5.6)	133 (141)	
H30	554 (1,468)	193	68,156	303	216 (216)	1,184	5.5 (5.5)	168 (198)	
R1	578 (1,527)	198	67,565	304	245 (264)	1,142	4.7 (4.3)	203 (242)	
R2	614 (1,672)	179	67,031	316	265 (278)	998	3.8 (3.6)	271 (300)	
R3	617 (1,783)	148	66,409	363	260 (284)	1,042	4.0 (3.7)	307 (339)	
R4	638 (1,899)	138	65,939	320	280 (302)	906	3.2 (3.0)	379 (406)	
R5	652 (2,011)	122	65,571	174	271 (294)	891	3.3 (3.0)	406 (451)	
R6	649 (2,096)	120	64,840	315	277 (327)	996	3.6 (3.0)	252	142
R7	661 (2,176)	94	63,624		281 (329)	959	3.4 (2.9)	245	168
R8					(400)	1,070	(2.7)		

※ ①～③は5月1日現在の数値、④は年度末現在、⑤⑧⑨は4月1日の数値

(参考) 少人数学級編制の変遷

H15 : 小1 30人学級導入

H16 : 小2 30人学級導入

H26 : 小3・小4・中1 35人学級導入

H27 : 小5・中2 35人学級導入

H28 : 小6・中3 35人学級導入

R3 : 小2 32人学級、中3 38人学級に変更、国学級編制基準変更 : 小2 35人

R4 : 中2 38人学級に変更、国学級編制基準変更 : 小3 35人

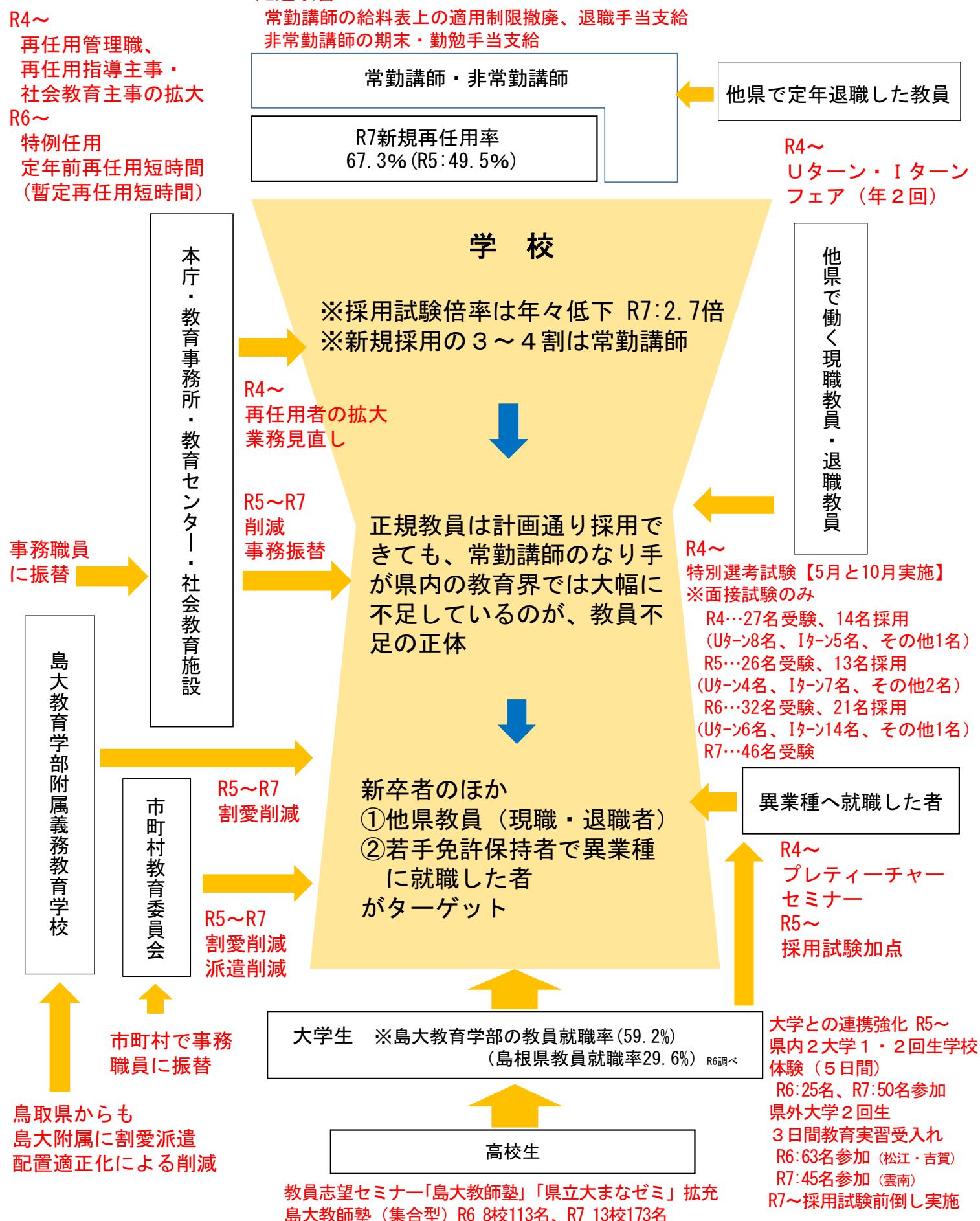
R5 : 国学級編制基準変更 : 小4 35人

R6 : 国学級編制基準変更 : 小5 35人

R7 : 国学級編制基準変更 : 小6 35人

しまねの教員確保プランの全体像

別紙2



報告第 40 号
学校教育課

令和 8 年 3 月高校卒業予定者の進路希望状況等について
(県立、市立及び私立の全日制並びに県立の定時制)

1 進路希望状況等

8月末日現在 (単位:人)

年度	卒業予定者	進学				就職				未定
			県内	県外	未定		県内	県外	未定	
R 5	5,289	4,168	-	-	-	1,103	854	239	10	18
		78.8%				20.9%	77.4%	21.7%	0.9%	0.3%
R 6	5,425	4,287	1,259	2,978	50	1,120	850	245	25	18
		79.0%	29.4%	69.5%	1.1%	20.6%	75.9%	21.9%	2.2%	0.3%
R 7	5,371	4,234	1,219	2,986	29	1,115	839	254	22	22
		78.8%	28.8%	70.5%	0.7%	20.8%	75.2%	22.8%	2.0%	0.4%
対 R 5 増減	+82	+66	-	-	-	+12	△ 15	+15	+12	+4
対 R 6 増減	△ 54	△ 53	△ 40	+8	△ 21	△ 5	△ 11	+9	△ 3	+4

(参考: 令和 6 年度卒業者実績 (令和 7 年 3 月末日現在))

(単位:人)

年度	卒業者数	進学			就職			未定
			県内	県外		県内	県外	
R 6	5,395	4,006	1,196	2,810	1,090	830	260	273
		74.3%	29.9%	70.1%	20.2%	76.1%	23.9%	進学 238 就職 35

(参考: 高校の求人受付企業数 (8月末日現在、のべ数)) (単位:社)

年度	県内企業	県外企業
R 5	5,590	11,787
R 6	6,041	15,183
R 7	8,268	21,905
対 R 5 増減	+2,678	+10,118
	+47.9%	+85.8%
対 R 6 増減	+2,227	+6,722
	+36.9%	+44.3%

2 進路希望・進路指導の傾向 (各高校からの聞き取り)

(1) 進学希望

- 年内入試での受験を希望する生徒が増える傾向にある。

(2) 就職希望

- 多くの求人があり、生徒の選択肢が広がっている。
- 県内県外に関わらず、賃金水準や福利厚生が充実している企業を希望する生徒が多く、大手企業に集中する傾向がある。
- 生徒が希望する企業全てで応募前企業見学を実施済み。協力的な企業が多く、採用意欲の強さを感じる。

3 新規高等学校卒業者の就職に係るスケジュール

時 期	内 容
6月1日以降	ハローワークにおける求人受理開始
7月1日以降	各企業から学校への求人票送付開始
7月上旬～8月下旬	生徒・保護者への進路説明会、三者面談、応募前企業見学 校内進路会議（生徒ごとに希望する1社を決定）、履歴書作成
9月5日以降	学校から各企業へ推薦開始（企業へ履歴書等提出）
9月16日以降	各企業における採用選考開始、採用内定の開始

【参考：島根労働局資料（7月末日現在）】

新規高等学校卒業者の求人等の状況

- ・ 求人倍率：3.07倍（前年同期 2.95倍）
- ・ 7月末時点の求人倍率としては、統計が残っている平成7年度以降、過去最高値

〈産業別〉

建設は、大卒や中途採用では応募者が少なく、慢性的に人手不足の状況であり、人材教育を行いやすい高卒者での採用を計画する企業があるほか、前年と比べ約100人増の求人を出した企業があり求人数が増加

（単位：人）

年 度	建設	製造	卸・小売	宿泊・飲食	生活関連・娯楽	医療・福祉	その他	計
R 5	754	911	262	219	45	243	633	3,067
R 6	766	957	275	157	44	208	649	3,056
	917	907	311	147	43	197	610	3,132
R 7	対R 5増減	+163	▲4	+49	▲72	▲2	▲46	▲23 +65
	対R 6増減	+151	▲50	+36	▲10	▲1	▲11	▲39 +76

〈地区別〉

松江地区は、上記記載の建設業の求人数の増加により、地区としても増加

（単位：人）

年 度	安来	松江	雲南	出雲	大田	川本	浜田	益田	隠岐	合計
R 5	159	1,077	176	823	95	82	330	283	42	3,067
R 6	182	1,123	177	818	88	78	274	271	45	3,056
	167	1,205	177	833	87	67	290	257	49	3,132
R 7	対R 5増減	+8	+128	+1	+10	▲8	▲15	▲40	▲26	+7 +65
	対R 6増減	▲15	+82	±0	+15	▲1	▲11	+16	▲14	+4 +76
	求人倍率	5.06	3.07	3.54	3.44	2.56	3.35	2.28	2.62	1.96 3.07

報告第41号
社会教育課

令和7年度優良公民館及び公民館職員表彰（教育長表彰）について

1 優良公民館表彰

(1) 趣 旨

公民館のうち、特に事業内容・方法等に工夫をこらし、地域住民の学習活動に大きく貢献しているものを、優良公民館として島根県教育委員会教育長が表彰し、今後の公民館活動の充実・振興に資する。

(2) 被表彰館と主な表彰理由（5館）

被表彰館	主な表彰理由
松江市 東出雲公民館	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の歴史・文化を探求する講座やまち歩きイベントを実施し、住民への郷土への愛着醸成に取り組んでいる。講師は地域内の歴史専門家チームと連携している。 ・ 人材の掘り起しをねらって、興味や関心のある事業ごとにサポーターへ登録する仕組みを作ったことにより、公民館事業への協力者が増加している。
浜田市 木田まちづくり センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中学生が提案した事業の一部を取り入れ地域で実践活動を行うなど、中学生の地域活動への参画を図っている。 ・ 各種事業では、住民が楽しくつながることを意識して取り組み、そこから住民が主体的に活動する流れを作っている。
浜田市 和田まちづくり センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区内で生産されるエゴマの葉摘み体験教室を、子ども会、地区社協、食生活改善推進協議会などの団体と連携し、多世代が参加できる事業を実施している。 ・ 幼少期から子どもたちが切れ目なく地域活動に関わる流れができており、地域ぐるみで子どもを育てるという気運が高い。
益田市 益田公民館	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本遺産構成文化財が12カ所ある地域で、地域住民を講師に設定し、歴史や文化を学ぶことで地域の理解を深め、愛着を育てている。 ・ 益田商店会や地域の様々な団体と連携を密にし、事業を通じて地区内外の団体等で活動する人との関係性を築いている。
益田市 鎌手公民館	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区民文化祭を開催し、展示、舞台発表、出品、チャリティーバザーなどを実施し、世代間交流の場としている。 ・ かまてウォークの開催にあたり、中学生の実行委員会を立ち上げ、中学生が地域の中で活躍する場を意図的に作っている。

2 公民館職員表彰

(1) 趣 旨

公民館等に勤務し、公民館活動の振興に顕著な功績があつた者を、島根県教育委員会教育長が表彰し、今後の公民館活動の発展に資する。

(2) 被表彰者 (34名)

・公民館長等 (16名)

氏 名	公民館等名及び職名
田川 伊智子	松江市朝日公民館 館長
松本 友和	安来市飯梨交流センター 館長
原 治男	安来市十神交流センター 館長
野々村 勝巳	出雲市高松コミュニティセンター センター長
武部 純実	出雲市直江コミュニティセンター センター長
森山 悅郎	出雲市西田コミュニティセンター センター長
原 敦代	出雲市荒木コミュニティセンター センター長
高橋 栄子	奥出雲町立亀嵩公民館 館長
山田 伸二	奥出雲町立布勢公民館 館長
郷原 喜美子	奥出雲町立三成中央公民館 館長
石見 涼二	飯南町赤名公民館 館長
安部 和昭	飯南町来島公民館 館長
岡本 薫	浜田市安城まちづくりセンター センター長
波田 敏博	益田市北仙道公民館 館長
田原 輝美	益田市豊川公民館 館長
潮 総	益田市二川公民館 館長

・公民館主事等 (18名)

氏 名	公民館等名及び職名
井上 麻美	松江市法吉公民館 主任
太田 美喜子	松江市古志原公民館 主事
錦織 裕子	奥出雲町立三成中央公民館 主事
高橋 利英	飯南町谷公民館 主事
田畑 恵	浜田市浜田まちづくりセンター 主事
文田 美奈子	浜田市木田まちづくりセンター 主事
松原 久美	浜田市市木まちづくりセンター 主事
三谷 典子	大田市久手まちづくりセンター 職員
福間 律子	大田市長久まちづくりセンター 職員
山田 みどり	大田市北三瓶まちづくりセンター 職員
三井 昭彦	大田市五十猛まちづくりセンター 職員

田中 敬二	大田市波根まちづくりセンター 職員
渡邊 均	大田市馬路まちづくりセンター 職員
三上 佳美	邑南町出羽公民館 事務員
廣田 きよ	益田市豊田公民館 主事
椋木 輝美	益田市美濃公民館 主事
松崎 美登利	益田市都茂公民館 主事
大畠 真央	益田市匹見上公民館 主事

3 表彰式

(1) 日 時

令和7年11月18日（火）13:00～13:30

※同日に開催する島根県公民館研究集会開会行事の中で行います。

(2) 会 場

大田市民会館（大田市大田町大田イ 128）